

事業継続への対応

今後の業務継続のための体制を整えましょう。

重要業務、優先的に継続させる業務を選定

- ① 優先的に継続させる製品・商品及びサービスや関連する業務を選定（顧客、取引先の稼働状況の把握 など）
- ② 必要となる人員（従業員の欠勤可能性など）や、物的資源（職場内の消毒に必要な資材など）の把握
- ③ 在庫・備蓄の積みまし

重要業務継続のための業務マニュアルの作成等

- ① 在宅勤務体制、情報共有体制、人員融通体制などの整理
- ② 重要取引先との協議・連携
- ③ その他必要事項の洗い出し・整理



その他の取組例

- ▶ サテライトオフィスの設置
- ▶ 濃厚接触者対応に備えて、顧客・取引先と情報開示範囲を取り決める など

- ▶ この資料は、農林水産省「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」と、京都府「新型コロナウイルス従業員感染等の対応・業務継続マニュアル（雛形）」を参考に、柏崎市と柏崎商工会議所が作成した「事業所用のマニュアル」です。
- ▶ 内容は、国等から示される情報に合わせて、随時更新していきます。
- ▶ 各事業所におかれましては、実情に合わせて追記・修正するなどしてご活用ください。

（参考）

- ▶ 農林水産省「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」
URL : https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html
- ▶ 京都府「新型コロナウイルス従業員感染等の対応・業務継続マニュアル（雛形）」
URL : <http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/ncvbcpm.html>

従業員に症状がみられたら

新潟県 帰国者・接触者相談センター
(柏崎保健所内)

受付時間	電話番号
[平 日] 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 [土・日・祝] 午前 9 時～午後 5 時	0257-22-4112
上記時間外 警備員室につながります。 電話番号をお伝えいただき、担当から折り返しご連絡いたします。	0257-21-6226

この資料に関する問い合わせ

- ▶ 柏崎市ものづくり振興課
TEL : 0257-21-2326
- ▶ 柏崎市商業観光課
TEL : 0257-21-2334
FAX : 0257-24-7714
- ▶ 柏崎商工会議所
TEL : 0257-22-3161
FAX : 0257-22-3570

このパンフレットは、長岡市/長岡商工会議所が発行した「新型コロナウイルス対応基本マニュアル」の使用許可を得て転用・発行しています。

新型コロナウイルス 対応基本マニュアル

厚生労働省等の情報に基づいて、徹底した対策を行いましょう。

事業所内の感染予防対策

手洗い 手指の消毒



出勤時、トイレ使用后、
各施設への入場時 など

できる限り マスク着用



マスクが無いときは、人との距離を2m以上
保つ。咳をするときは、ティッシュ、ハンカチ、
袖などで口や鼻を被覆する。

水と洗剤で 拭き取り清掃



人がよく触れる机やドアノブ、スイッチ、手
すり、エレベーターの押しボタン、トイレの
流水レバー、便座 など

その他の取組例

- ▶ 情報収集担当の設置
- ▶ 在宅勤務の導入
- ▶ 交代勤務、時間差出勤の導入
- ▶ 出張等の移動
- ▶ 往來の自粛
- ▶ WEB会議の導入 など



従業員の 自己管理 と 速やかな報告



体温測定と記録

発熱などの症状がある場合は
所属長への連絡と自宅待機

※下欄の「こんな症状があったら」を確認し、必要な対応をとってください。

こんな症状があったら…

従業員に発熱等があり、次のいずれかに該当する場合には、下記の対応をとることを周知・徹底しましょう。

症 状

- ① 体温37.5度以上の熱が4日以上継続した場合
(解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む)
 - ② 強いだるさ(倦怠感)や
息苦しさ(呼吸困難)がある場合
 - ③ 基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患等)がある方
透析を受けている方
免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方
- ③の方で、風邪の症状/37.5度以上の発熱/強いだるさ(倦怠感)/息苦しさ(呼吸困難)が2日程度続く場合



対 応

- ① 所属長への連絡
- ② 自宅待機
- ③ 新潟県帰国者・接触者相談センター
(柏崎保健所)への相談



センターの
連絡先は
裏面に掲載

「柏崎保健所へ相談した結果」及び新型コロナウイルス
感染症検査が行われた場合は、その「診断結果」
を所属長に速やかに報告

！ 感染者が確認された際の対応

新潟県 帰国者・接触者相談センター（柏崎保健所内） TEL:0257-22-4112 の指示に従い対応してください。

対応の流れ

1

感染者の発生

発症した従業員は速やかに所属長へ連絡する

2

従業員へ周知 感染予防策の徹底

3

濃厚接触者の 自宅待機

発熱等がある場合は保健所と所属長へ連絡する

4

事業所の消毒

5

業務再開

！ 保健所の指導／保健所の調査

感染者発生の把握、周知

- ▶ 対応方法について、柏崎保健所からの指導を受ける。
- ▶ 事業所内で感染者が確認されたことを従業員に周知するとともに、感染予防策等を改めて周知徹底する。



濃厚接触者への対応

- ▶ 保健所の調査に協力し、濃厚接触者と見込まれる者を速やかに自宅待機させる。（濃厚接触者は、必要に応じPCR検査（行政検査）や、感染者最終接触から14日間の健康観察を行う必要があることから保健所の指示に従う。）
- ▶ 濃厚接触者と確定された従業員が、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む）を呈した場合に、保健所へ連絡させるとともに、速やかにその結果を報告させる。

施設設備等の消毒

- ▶ 保健所と相談のうえ、必要に応じて感染者が勤務した区域（執務室、製造加工施設、倉庫、売場等）の消毒を行う。
- ▶ 消毒は保健所の指示に従って事業所で実施する。緊急を要する場合には、感染者が勤務した区域のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70%））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を行う。

業務の再開

- ▶ 消毒後の施設設備の使用について、留意事項を保健所に相談しながら準備する。

「濃厚接触者」とは

「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者のことを指します。

- ▶ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ▶ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ▶ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ▶ 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する。）

参考：「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年2月27日版）」

食品等取扱い事業者について

- ▶ 製造、流通、調理、販売等の各段階で、食品取扱者の体調管理やこまめな手洗い等の一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は、操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はありません。

